

令和7年度第1回野田市学校給食運営委員会

日時：令和7年8月23日（土）

午前10時00分から

場所：中央公民館1階講堂

1 開 会

2 教育長挨拶

3 議題

(1) 副委員長の選任について

4 報告

(1) 野田市の学校給食への取組

(2) 新学校給食センターの整備について

5 閉 会

1 野田市の学校給食への取組

野田市では、令和6年度の物価高騰が続く中においても、保護者の負担軽減を図りつつ、安全で安心な学校給食の継続に努めてきました。令和7年度においても保護者負担は据え置きとし、市が独自の財源および国の重点支援地方交付金を活用して給食費の物価高騰分を負担することで、安全・安心でおいしい学校給食を安定して提供しています。

一方、国は令和8年度からの小学校給食の無償化を発表していますが、どの金額を基準として無償化するのか、全国平均や都道府県平均、あるいは各自治体の現行給食費が基準となるのかなど、具体的な制度設計は示されていません。仮に国が基準額を定めた場合、その範囲を超える費用については県や市が負担する仕組みとなる可能性があります。また、これまでの発表では中学校給食は対象外とされており、小学校のみが無償化された場合には、中学校との費用負担のバランスをどう取るかが新たな課題となります。さらに、今般の参議院議員選挙の結果を踏まえ、予定どおりの実施がなされるかは予断を許さず、国の方針が変更される可能性も否定できません。

無償化の制度内容が明らかにならない限り、次年度以降の給食費の在り方について協議を進めることは難しいと考えております。また、制度内容が依然として示されていないことから、次回委員会の開催時期についても現段階ではお示しできない状況です。

あわせて、現在本市が活用している国の重点支援地方交付金についても、令和8年度以降の継続は未確定であり、仮に交付金が終了した場合には、給食費の改定の必要性についても慎重に検討していく必要があります。

こうした状況から、令和7年度第1回学校給食運営委員会では、昨年度までの実績と今年度の取組を中心に、これまで市がどのように給食運営に取り組んできたかを改めて整理し、その経過や現状についてお伝えしてまいります。

(1) 野田市の学校給食の状況

野田市では、子供たちに安全安心でおいしい給食の提供に努めており、1日の提供量が100食に満たない学校から3,300食以上提供する給食センターまで、様々な規模の施設で学校給食の提供を行っています。

それぞれ施設設備が異なりますが、どの施設でも「野田市学校給食献立作成方針」により「生きた教材として、主食、主菜、副菜をそろえた形態、生活習慣病予防につながる味付けとする。」「食文化継承のため、和食を推進し、旬の食材、行事食、郷土料理を取り入れる。」とともに、安全安心でおいしい学校給食を小

学校 20 校、中学校 11 校、幼稚園 2 園、計 33 の市立学校教育施設に提供しています。

① 学校給食の提供

野田市の学校給食は、学校内で調理し、その学校分のみを提供する「自校調理方式（以下『自校方式』という。）」、複数の学校の給食を学校以外の施設でまとめて調理し、給食時間までに各校へ配送する「センター調理方式（以下『センター方式』という。）」、および「親（親学校）」が調理を行い、「子（子学校）」に配送して提供する「親子調理方式（以下『親子方式』という。）」の 3 方式により提供しています。

野田地域（旧野田市）では、南部、北部、川間、福田の各地区に所在する 16 校が、各校敷地内の給食室でその学校分を調理する自校方式を採用しています。中央地区の学校等（6 校 1 園）では、学校給食センター（以下「野田センター」という。）で調理された給食を各校に配送するセンター方式により提供しています。また、関宿地域（旧関宿町）の学校等（7 校 1 園）では、関宿学校給食センター（以下「関宿センター」という。）が調理を行い、給食を提供しています。

東部地区においては、東部小学校の給食室の老朽化に伴い、令和 7 年度から、東部小学校の給食を東部中学校で調理し、配送する親子方式を導入しています。

表 1 給食センター配送施設一覧

野田センター校 (6 校 1 園)	中央小学校、宮崎小学校、清水台小学校、柳沢小学校 第一中学校、第二中学校、野田幼稚園
関宿センター校 (7 校 1 園)	木間ヶ瀬小学校、二川小学校、関宿小学校、関宿中央小学校 木間ヶ瀬中学校、二川中学校、関宿中学校、関宿中部幼稚園

② 学校給食費

野田市の学校給食費は、平成 27 年度以降改定を行わず、月額で幼稚園と小学校は 4,240 円（1 食当たり 253 円）、中学校は 5,090 円（1 食当たり 304 円）を据え置いてきました。しかしながら、近年の物価高騰等による大幅な食料費の価格上昇等を受け、令和 5 年度に 4 回開催しました学校給食運営委員会において改定の必要性等を委員の皆様へご説明し、令和 6 年度からの改定について委員の皆様のご了承を頂いた上で、小中学校の給食費を改定いたしました。（幼稚園は据置き）

改定と同時に、物価高騰に対する支援策として、令和 6 年度は国の重点支援地方交付金を活用し、改定に伴う増額分を市が全額公費で負担することで、保護者負担の軽減を図りました。

さらに、令和7年度においても、引き続き同交付金を活用し、食材料費の更なる価格高騰分を市が全額公費で負担することといたしました。

令和7年度野田市の学校給食費

区分	一食あたりの給食費				月額給食費	月額保護者負担額
	保護者負担 ①	市負担 国の交付金 ②	市負担 野田米補助 ③	一食あたりの 給食費 ①+②+③		
幼稚園	253円 (改定なし)	10円 (10円増)	36円 (12円増)	299円	5,001 円	4,240 円 (改定なし)
小学校	253円 (改定なし)	35円 (10円増)	50円 (14円増)	338円	5,654 円	4,240 円 (改定なし)
中学校	304円 (改定なし)	40円 (10円増)	71円 (19円増)	415円	6,942 円	5,090 円 (改定なし)

※()は令和6年度との比較

次の表は、令和7年度の東葛各市の一食あたりの給食費の状況です。各市と比較しても、保護者負担を抑えつつ、安全安心な学校給食の提供を続けてきております。

表2 令和7年度東葛各市の一食あたりの給食費

自治体名	給食費(円) (牛乳代含む)		左記のうち		改定時期
			保護者負担分	市負担分	
松戸市	小(低) 313.13 小(中) 340.13 小(高) 368.13 中 429.13		令和7年4月から7月まで給食費の無償化を実施している。 9月以降の対応は未定。		R4
柏市	単 独 校	小 339 中 409	小 302 中 370	小 37 中 39	R7
	センター	小 332 中 378	小 296 中 342	小 36 中 36	
我孫子市	小 330 中 410		小 270 中 320	小 60 中 90	R7
流山市	小 310 中 370		小 310 中 370	-	R7
鎌ヶ谷市	小 300 中 370		小 255 中 291	小 45 中 79	R7
野田市	小 338 中 415		小 253 中 304	小 85※ 中 111※	R6

※野田市の市負担分は、市が全額している野田産米購入費と国の重点支援地方交付金を含んでいます。

(2) 令和 6 年度の取組み（執行状況）

① 学校給食に係る財源

学校給食費は、学校給食法に基づき経費負担が定められています。

保護者の皆様にご負担いただいている学校給食費は全て食材料費に充てているほか、保護者の負担を軽減するため、野田産米購入費の全額公費負担（補助）や物価高騰に伴う食材料費の価格高騰分を市が補助しております。

そのほか、給食を提供する上で必要な給食施設の整備費、維持管理費、栄養士や調理員の人件費などの費用は、市（学校の設置者）が負担しています。

この金額を令和 6 年度の提供食数（表 4）で割って、1 食当たりに係る費用を試算してみますと、およそ 705 円となり、学校給食を提供するには多くの費用が必要であることが分かります。

表 3 給食を作るための経費内訳（令和 6 年度決算見込による試算）

	費用負担	学校給食法の負担区分	費用		
人 件 費	市	学校の設置者	約 694,073 千円		
施設整備費等			※ 単独調理校の水道光熱費は面積案分が必要のため未計上		
その他の経費			※ 千葉県職員の栄養士 10 名は県が人件費を負担しているため未計上		
食 材 料 費	保護者	保護者	約 773,361 千円	保護者負担	賄材料費（食材料費） 約 648,430 千円
				市補助	野田産米補助 約 71,088 千円 物価高騰対策 約 53,843 千円

■ その他、給食費に対する補助制度

第 3 子以降の学校給食費無償化制度	約 29,255 千円
就学援助（準要保護）	約 61,454 千円
特別支援教育就学奨励金	約 6,778 千円
食物アレルギー等弁当対応物価高騰対策支援金	約 270 千円

※ 保護者とは、学校教育法第 16 条に規定する、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者となります。

※ 学校給食法第 11 条は、経費の負担関係を明らかにしたものであり、食材料費は保護者負担と規定していますが、保護者の負担を軽減するために、市（学校設置者）が補助をすることを禁止した趣旨のものではありません。

※ 物価高騰対策とは、原油高や物価高騰に伴う食材料費高騰に対して、国の重点支援地方交付金を活用し、保護者の皆様の負担を増やすことなく、安全安心な学校給食の提供に努めるため、食材料費の一部を公費負担したものです。

② 給食提供数

令和6年度の各校の給食提供数は、表4に示すとおりです。

表4 各学校の給食提供数（令和6年度） 単位：食

セ ン タ ー 方 式				自 校 方 式 ・ 親 子 方 式			
野 田 セ ン タ ー		関 宿 セ ン タ ー		小 学 校		中 学 校	
中央小学校	114,844	木間ヶ瀬小学校	29,360	東 部 小 学 校	29,411	東部中学校	26,102
宮崎小学校	84,854	二 川 小 学 校	64,305	南 部 小 学 校	138,794	南部中学校	149,680
清水台小学校	150,455	関 宿 小 学 校	20,779	北 部 小 学 校	56,445	北部中学校	77,370
柳 沢 小 学 校	76,611	関宿中央小学校	52,298	福田第一小学校	7,450	福田中学校	32,608
第一中学校	132,802	木間ヶ瀬中学校	40,095	福田第二小学校	15,587	川間中学校	47,622
第二中学校	58,301	二 川 中 学 校	32,972	川 間 小 学 校	26,500	岩名中学校	93,153
野田幼稚園	12,703	関 宿 中 学 校	11,756	山 崎 小 学 校	76,724		
野田センター	5,763	関宿中部幼稚園	2,956	岩 木 小 学 校	128,603		
		関 宿 セ ン タ ー	4,837	尾 崎 小 学 校	57,444		
				七 光 台 小 学 校	49,698		
				二 ツ 塚 小 学 校	36,946		
				み ず き 小 学 校	135,162		
小 計	636,333	小 計	259,358	小 計	758,764	小 計	426,535
総 計	2,080,990						

※ 教職員、センター職員分も含む

③ 令和6年度の賄材料費（食材料費）執行状況

令和6年4月から令和7年3月までの学校別、月別の賄材料費（食材料費）1食当たりの単価は表5のとおりです。

なお、食材料費等の高騰により表5の一食あたりの給食費は、保護者負担額（小学校253円、中学校304円）は表6のとおり超えています。超えた額は、安全安心な献立を維持するため、市の補助で対応しております。

表5 令和6年度の一食あたりの給食費 単位：円（税込み）

	給食費①+②		主 食					副 食
	保護者負担	市補助	米代 (市補助)	炊飯	パン	麺他	牛乳	計② (市補助含む)
小学校	314		35.79	28.37	11.80	4.71	65.37	146.04
	253	61						
中学校	386		52.07	29.39	13.20	5.24	65.37	165.27
	304	82						

※ 給食費の市補助には、国の重点支援地方交付金（小学校25円、中学校30円）と、野田市が全額負担している野田産の米代（小学校35.79円、中学校52.07円）を含んでいます。

表6 令和6年度月別、学校別賄材料費（食材料費）の執行状況

単位：円

学校名	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準額	平均
東部小	306.97	299.40	296.03	314.10	314.46	309.58	289.82	274.68	274.74	262.26	254.36	278.00	290.59
南部小	319.80	309.02	299.68	315.93	302.45	319.98	298.61	277.55	277.50	277.93	278.11	278.00	297.87
北部小	288.85	282.57	289.66	298.12	294.90	296.32	292.71	279.54	280.65	278.77	275.83	278.00	287.09
福一小	388.61	325.14	309.75	332.31	369.52	310.25	296.55	276.86	278.86	282.16	278.78	278.00	313.53
福二小	319.17	325.84	316.86	330.70	312.49	307.40	261.62	272.60	273.24	281.98	281.36	278.00	298.48
川間小	307.48	287.64	278.08	297.00	291.57	293.85	290.03	263.22	280.21	271.36	268.29	278.00	284.43
山崎小	297.39	301.48	310.49	323.47	294.80	306.50	291.88	275.43	275.74	274.50	273.99	278.00	293.25
岩木小	297.99	304.55	305.57	324.37	297.31	310.87	311.83	273.92	290.59	286.67	293.05	278.00	299.71
尾崎小	284.45	287.12	284.97	315.70	315.63	306.58	299.90	280.91	269.85	271.90	279.46	278.00	290.59
七光台小	322.49	301.89	289.96	285.13	311.97	323.68	309.27	260.78	272.08	276.96	272.29	278.00	293.32
二ツ塚小	290.10	295.92	277.31	298.76	310.40	317.32	286.11	261.92	272.96	284.71	280.23	278.00	288.71
みずき小	302.09	314.07	308.91	342.56	360.99	301.87	323.12	287.48	298.79	296.89	310.01	278.00	313.35
野田センター小	283.86	291.67	276.43	279.30	285.41	288.95	275.04	294.89	269.19	275.46	275.60	278.00	281.44
関宿センター小	285.17	287.94	292.72	296.10	295.16	294.09	293.04	299.62	278.45	274.59	275.84	278.00	288.43
東部中	388.80	359.92	375.67	360.10	386.09	373.47	335.17	337.76	337.38	334.00	332.96	334.00	356.49
南部中	347.46	359.15	347.65	358.06	353.95	362.34	373.73	319.48	334.75	333.87	341.99	334.00	348.41
北部中	350.89	352.09	326.39	346.57	338.40	340.13	348.61	336.32	333.09	335.19	335.33	334.00	340.28
福田中	371.19	394.37	416.68	394.13	395.57	403.84	376.36	311.72	344.33	332.57	357.02	334.00	372.53
川間中	341.72	347.74	356.57	359.66	339.43	361.46	357.37	331.32	330.16	338.82	340.34	334.00	345.88
岩名中	353.28	366.50	363.51	372.06	378.70	388.01	354.61	330.44	331.35	331.02	329.67	334.00	354.47
野田センター中	340.65	350.09	331.82	335.23	342.61	346.83	330.15	353.98	323.11	330.63	330.79	334.00	337.81
関宿センター中	342.60	345.91	351.63	355.67	354.53	353.09	351.98	359.88	334.54	329.93	371.43	334.00	346.48

※ 基準額は、保護者の皆さまにご負担いただく給食費のもととなる金額です。

この金額は、一食あたりの給食費から、市が負担している野田産の米の費用を除いたものであり、実際の一食あたりの給食費とは異なります。

※ 基準額のうち、保護者負担相当（小学校 253 円、中学校 304 円）を超えた部分は、市が国の重点支援地方交付金で対応しています。

④ 給食費の収納状況と未納対策について

学校給食は、学校教育活動の一環として実施され、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける上で、重要な役割を担っています。

また、学校における食育を推進していくため学校給食の充実を図る必要があります。学校給食が適切に実施されるためには、保護者が負担すべき食材料費等について適切に負担していただくことが不可欠です。

学校給食の食材は、保護者の皆様の給食費で成り立っておりますので、給食費の未納が続けば、食材等を十分に用意することができなくなり、学校給食の継続が難しくなってしまいます。

学校給食費の徴収事務は、保護者の皆様のご理解、御協力を得ながら行う必要があります。

ア 学校給食費の収納状況

表 7 給食費未納額等の推移（各年度 5 月末日の出納閉鎖時点）単位：円

年度	給食費全体（令和 6 年度分＋過去の滞納分）			
	納めるべき金額	未納額	未納額前年度比	収納率
27	676,415,177	12,086,962	▲758,031	98.21%
28	672,261,372	11,008,763	▲1,078,199	98.36%
29	663,976,253	10,727,753	▲281,010	98.38%
30	657,678,970	10,336,666	▲391,087	98.43%
R1	599,394,950	9,762,558	▲574,108	98.37%
R2	524,808,943	8,628,644	▲1,133,914	98.36%
R3	575,657,381	7,711,283	▲917,361	98.66%
R4	572,551,104	6,947,231	▲764,052	98.79%
R5	519,402,411	6,961,374	14,143	98.66%
R6	566,930,091	6,701,050	▲260,324	98.82%

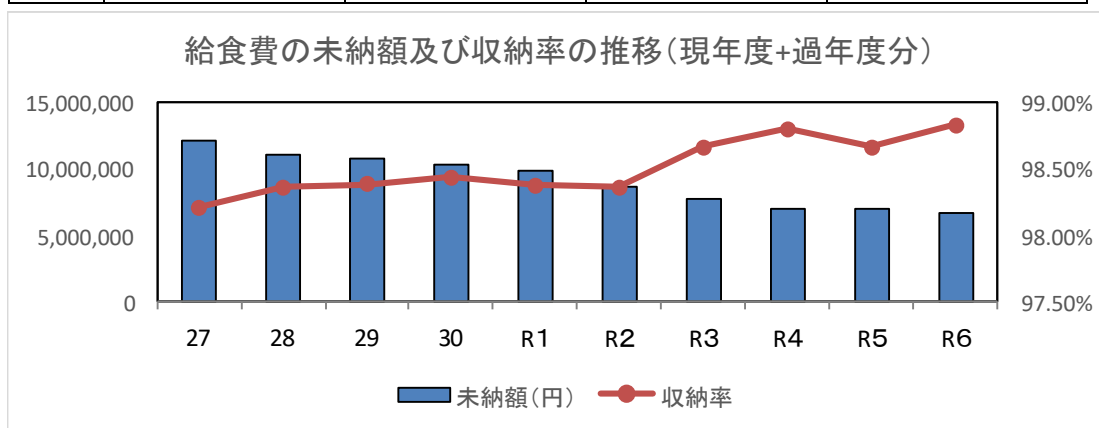
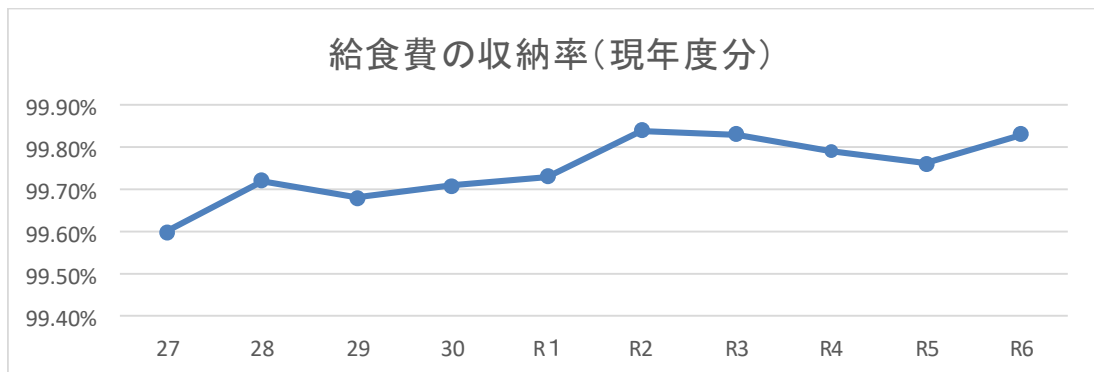


表 8 【現年度分】

単位：円

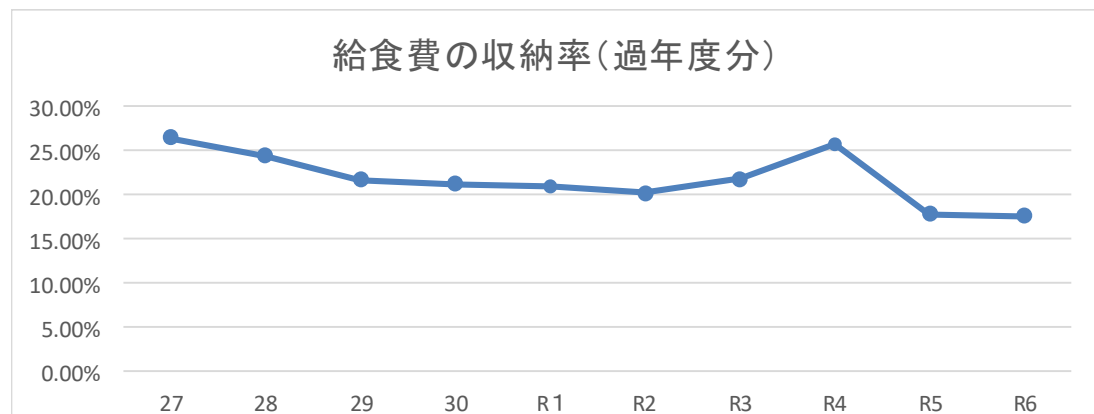
年度	給食費（令和6年度分）			
	納めるべき金額	未納額	未納額前年度比	収納率
27	663,570,184	2,634,031	▲464,179	99.60%
28	660,174,410	1,873,259	▲760,772	99.72%
29	652,967,490	2,103,066	229,807	99.68%
30	646,951,217	1,886,487	▲216,579	99.71%
R1	589,058,284	1,588,957	▲297,530	99.73%
R2	515,046,385	835,361	▲753,596	99.84%
R3	567,028,737	956,618	121,257	99.83%
R4	564,834,508	1,210,268	253,650	99.79%
R5	512,455,180	1,253,237	42,969	99.76%
R6	559,981,039	971,346	▲281,891	99.83%

表



9 【過年度分】

単位：円



年度	給食費（過去の滞納分）			
	納めるべき金額	未納額	未納額前年度比	収納率
27	12,844,993	9,452,931	▲293,852	26.41%
28	12,086,962	9,135,504	▲317,427	24.42%
29	11,008,763	8,624,687	▲510,817	21.66%
30	10,727,753	8,450,179	▲174,508	21.23%
R1	10,336,666	8,173,601	▲276,578	20.93%
R2	9,762,558	7,793,283	▲380,318	20.17%
R3	8,628,644	6,754,665	▲1,038,618	21.72%
R4	7,716,596	5,736,963	▲1,017,702	25.65%
R5	6,947,231	5,708,137	▲28,826	17.84%

R6	6,949,052	5,729,704	21,567	17.55%
----	-----------	-----------	--------	--------

イ 学校給食費の未納対策

(7) 現状の対策

- 給食費口座振替依頼書の提出を依頼
- 督促文書の発送
- 児童手当から直接引き落とす申出書の提出を依頼
- 法律事務所へ未収金管理・回収業務を委託
(高額滞納世帯対象：法的措置の実施)

■ 児童手当からの徴収額推移

児童手当法第21条の規定により、保護者の同意を得て児童手当から給食費を納付することができますが、児童手当からの徴収に当たっては、教育委員会と児童手当担当部局との連携を十分に図りながら進めております。児童手当から徴収することができた徴収件数及び徴収金額は次表のとおりです。

表 10 児童手当からの徴収額推移

年 度	徴 収 件 数	徴 収 金 額	給食費全体に対する割合
29	45 件	1,582,004 円	0.24%
30	52 件	1,709,569 円	0.26%
R1	47 件	1,638,128 円	0.27%
R2	40 件	1,358,720 円	0.26%
R3	49 件	1,800,367 円	0.31%
R4	50 件	1,848,364 円	0.32%
R5	62 件	1,190,410 円	0.23%
R6	76 件	1,523,799 円	0.27%

※ 令和7年度は、8月の児童手当引き落としで、約54万円が徴収済みです。今年度は、更に約38万円が徴収予定です。

(4) 給食費滞納者の状況（滞納繰越分）

令和6年度分までの給食費滞納(令和7年7月23日時点)は、127世帯で約669万円です。

※ P7表7「給食費未納額等の推移(各年度5月末日時点)」の令和6年度未納額6,701,050円との差異については、5月末日から令和7年7月23日までの期間に未収金を回収できた分です。

世帯数を単位として、この滞納額を区分すると次表のとおりです。

表 11 給食費滞納繰越分滞納者の状況

滞納額区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 円以上 ～10,000 円未満	30	21	26
10,000 円 ～ 50,000 円	46	56	59
50,000 円 ～ 100,000 円	28	26	28
100,000 円 ～ 200,000 円	6	7	9
200,000 円 ～ 300,000 円	3	3	3
300,000 円以上	2	2	2
合 計	115	115	127

※ 令和 7 年 7 月 23 日における滞納額 5 万円以上の世帯は 40 世帯です。

令和 6 年度の督促状況は次表のとおりです。(令和 7 年 7 月 1 日現在)

表 12 督促状況

督促状況	該当世帯数 (14 世帯)
納入済	3 世帯
納入がない	8 世帯
部分納付を行った	2 世帯
要保護・準要保護の認定を受けている	0 世帯
居住確認ができない	1 世帯
債務整理者	0 世帯

(ウ) 今後の滞納対策

市では、給食費滞納対策として、臨戸徴収及び催告書の発送を行っておりますが、反応のない悪質な滞納者に対しては、令和元年 10 月から督促等を法律事務所に委託しております。

ただし、長期疾病や災害等の被害に遭った方、昨年度若しくは今年度において、生活保護及び準要保護の適用を受けた方、その他やむを得ない特別の事情があると認められる方は、法律事務所に委託する対象外としております。令和元年度から令和 3 年度までの期間における法律事務所への委託及び滞納分回収の状況は、10 万円以上の滞納世帯のうち 8 世帯（滞納額合計約 165 万円）を委託対象とし、令和元年度は 3 世帯から約 13 万円、令和 2 年度は 3 世帯から約 22 万円、令和 3 年度は 4 世帯から約 27 万円を回収しました。

令和 4 年度は、法律事務所に回収委託する対象者を拡大し、新たに 5 万円以上の滞納世帯のうち 13 世帯（滞納額合計約 101 万円）を対象者に追加し、8 世帯から約 66 万円を回収しました。

令和 5 年度は 3 世帯から約 15 万円、令和 6 年度は 2 世帯から約 6.8 万円を回収しました。

令和7年度は、5万円以上の滞納がある36世帯（滞納額合計：約470万円）を委託対象としています。

さらに令和7年度からは、給食費の口座振替による徴収業務を各学校から市へ移管し、徴収体制の一元化を図るとともに、滞納対策を一層強化しています。今後も、適切な対応を通じて、保護者間の負担の公平性を確保しつつ、滞納の抑制と回収に努めてまいります。

⑤ 異物混入防止への取組

学校給食は、園児、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとともに、食に関する正しい知識を養う上で重要な役割を果たすものです。

また、学校給食は、栄養的及び教育的な配慮はもちろん、安全で安心して食べることができるものであることが大前提であり、学校給食に異物が混入することは、園児、児童及び生徒が不快な気持ちを持つだけでなく、健康被害の危険も生じ、学校給食の本来の目的が達成できなくなるおそれがあります。

したがって、異物混入を防ぐとともに、異物混入が発生した場合、速やかに異物の識別及び混入原因を特定した上で、再発防止策を講じ、給食の安全性を確保する必要があります。

そのため、教育委員会は、異物混入防止の徹底を図るため、食材の調達・検収から調理、配膳の各段階における注意事項を示し、調理従事者、栄養職員はもとより教育委員会、教職員、給食物資納入業者、学校給食にかかわる全ての人が対応と報告体制について理解し、連携して取り組むことができるよう、マニュアルを作成し、その対策を講じることとします。

なお、各学校に対しては、重大な異物混入事例等について、随時全校へ情報共有するとともに、校長会及び栄養士部会で再発防止策の徹底を強く指導しております。

⑥ 食物アレルギー対応

学校給食における食物アレルギー対応については、「野田市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に沿って全校で対応しています。

年に1回、食物アレルギー対応希望調査を行い、給食での対応希望がある場合、保護者及び関係職員で面談を行います。

対応については、個別取組プランを作成し、保護者の同意を得てから対応を開始しています。

また、市では、除去対応の品目を絞らずに、原因食材を完全に除去した除去食提供を基本としています。調理した除去食は、調理室内で専用の食器及びト

レイに盛り付け、調理担当者及び栄養士が確認後、アレルギー対応食確認献立表にそれぞれサインし、ワゴンに配膳または手渡します。調理、盛り付け、配膳については2名以上で確認しています。

学級においても、給食室から配付されたアレルギー対応食確認献立表を、除去食の食札や児童生徒の持参品と照らし合わせ、児童生徒と共に確認してサインし、「いただきます」の挨拶をしてから喫食を開始しています。

アレルギー対応が必要な児童生徒については、年度当初及び学級担任不在時に職員に周知するとともに、情報共有をした上で事故発生の防止に努めています。

⑦ 地産地消について

(1) 野田産ブランド米の使用

- ・黒酢を使って生産した特別栽培米の「黒酢米」及び有機肥料・減農薬で生産した「江川米」を購入し、安全安心な米飯給食を実施しました。
- ・「玄米黒酢農法米」を発芽玄米に加工し、月に2回以上学校給食で提供しました。

(2) 地元農家から新鮮な野菜を直接学校へ納品

給食では、学校や地域の実態に応じて、地元産の野菜の活用を進めています。

令和7年度の6月の食育の日には、野田市産の枝豆やナス、発芽玄米を使った料理を提供しました。11月の食育の日には、市内料理店のオーナーシェフから野田市産の季節の野菜を取り入れたレシピをいただき、全校で提供する予定としており、地元農産物を活用した食育に取り組んでおります。

また、令和6年度には、有機JAS認証※を取得した市内生産者から提供されたサツマイモを使用した献立を、給食に取り入れる取組も始めました。

こうした新たな試みも含め、今後も市内全体に産直野菜をバランスよく供給し、地産地消の充実に努めてまいります。

※有機JAS認証とは、農薬や化学肥料を使わずに生産された有機食品であることを示す国の制度で、取得には2年以上農薬や化学肥料を使用していない田畑での栽培など、国が定める厳格な基準を満たす必要があります。

(3) 近年の学校給食費の状況

① 物価高騰等による食材料費高騰

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に加え、中東地域での紛争の影響や、米国による追加関税措置、さらに円安などの要因により、食材や資材、燃料など多くの原材料コストの上昇が現在も続いています。

ア 消費者物価指数

総務省が発表した令和7年6月の全国消費者物価指数（2020年＝100）では、前年同月比で総合3.0パーセントの上昇となり、2021年9月から46か月連続となりました。

また、次表のとおり、消費者物価指数（千葉市）の数字だけみても、直近の3年間に於いて、食料、魚介類、肉類、油脂・調味料、野菜・海藻の全ての項目が上昇しております。

※ 2020年基準消費者物価指数推移を使用しているため、2020年を100とした比較となります。

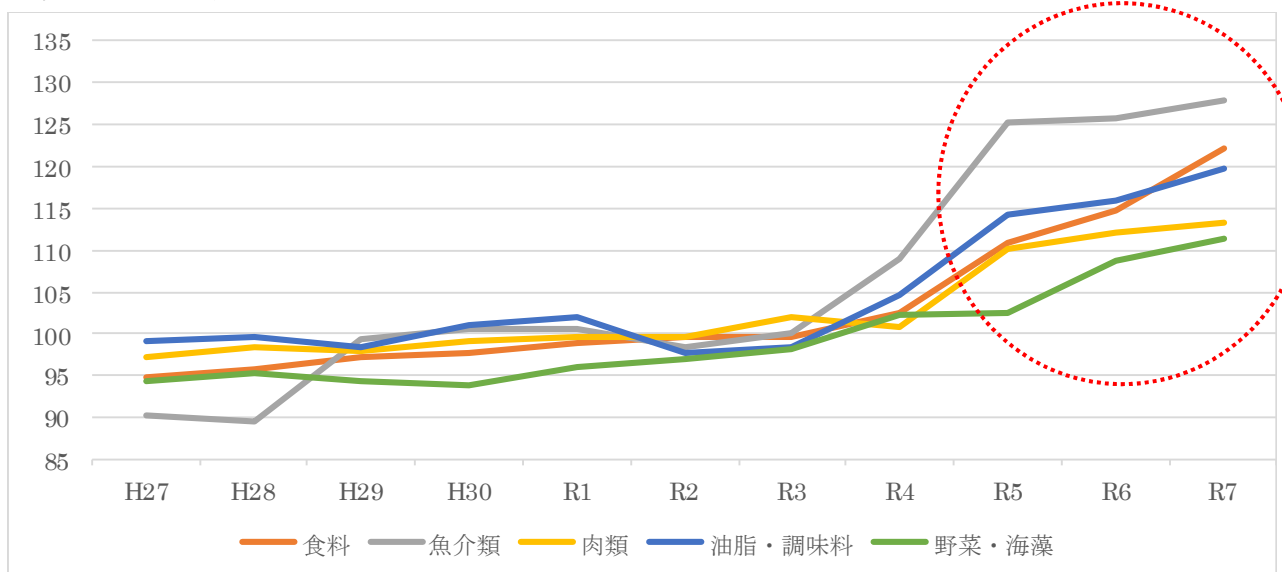
表 13 消費者物価指数の推移

2020年基準消費者物価指数推移（都市階級・地方・都道府県庁所在市別）千葉市

項目/年	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
食料	95.7	97.2	97.7	98.8	99.7	99.6	102.6	110.8	114.6	122.1
魚介類	89.6	99.3	100.5	100.5	98.5	100.0	109.0	125.2	125.7	127.8
肉類	98.5	97.9	99.2	99.5	99.7	101.9	100.8	110.2	112.0	113.2
油脂・調味料	99.5	98.5	101.0	102.0	97.8	98.5	104.7	114.2	115.8	119.8
野菜・海藻	95.3	94.4	93.8	96.1	97.1	98.1	102.2	102.4	108.6	111.4

※ 各年6月時点の比較となります。

消費者物価指数推移（平成28年6月～令和7年6月）



イ 令和 7 年度の給食費

野田市では、給食で使用する食材について、お米はＪＡちば東葛から、パン、牛乳は公益財団法人千葉県学校給食会から、その他の野菜等を地元農家や市内の八百屋、給食用食材卸売業者から購入しています。

令和 7 年度 1 食当たりの給食費の内訳は次表のとおりです。

表 14 令和 7 年度の一食あたりの給食費

単位：円

	給食費①+②		主食						副食
	保護者 負担	市補助	米代 (市補助)	炊飯	パン	麺他	牛乳	計①	計② (市補助含む)
小学校	338		50	30.16	12.38	4.71	68.13	165.38	172.62
	253	85							
中学校	415		71	30.16	13.72	5.24	68.13	188.25	226.75
	304	111							

主食費の価格の推移では、表 15 のとおり、令和 7 年度も、米代、パン代、牛乳代ともに、令和 6 年度から値上げされています（平成 29 年度の価格を 100 とした場合の指数を示しています。）。

また、給食費の市補助には、国の重点支援地方交付金（小学校 35 円、中学校 40 円）と、野田市が全額負担している野田産の米代（小学校 50 円、中学校 71 円）を含んでいます。

表 15 主食費の価格推移

	米代	パン	牛乳代
平成 29 年度	100.0	㊦ 100.0 ㊧ 100.0	100.0
平成 30 年度	115.9	㊦ 102.8 ㊧ 102.8	100.6
令和元年度	122.7	㊦ 107.4 ㊧ 108.1	100.5
令和 2 年度	122.7	㊦ 109.7 ㊧ 110.2	101.1
令和 3 年度	115.9	㊦ 113.4 ㊧ 113.9	101.9
令和 4 年度	109.8 改定後 135.6	㊦ 119.8 ㊧ 121.1	103.5
令和 5 年度	135.6 改定後 155.6	㊦ 119.8 ㊧ 121.1	114.4
令和 6 年度	155.6 改定後 220.0	㊦ 128.3 ㊧ 127.5	122.5
令和 7 年度	220.0	㊦ 134.6 ㊧ 132.5	127.7

※平成 29 年度の価格を 100 とした場合の指数を示しています。

(4) 野田市の学校給食費の保護者負担軽減策について

令和7年度の給食費について、次表のとおり、保護者負担軽減策を実施しております。

表 16 令和7年度の学校給食に係る保護者の負担軽減策

負担軽減策	内容	令和7年度 予 算 額
野田産米の100% 公費負担	食材料費や流通コストの上昇が継続している中、食材の安定的な確保、給食水準の維持向上を図るとともに保護者負担を軽減する。また、野田産米を使用することで、安全で安心な学校給食を提供し、一層の食育推進を図る。	85,944 千円
第3子以降の学校 給食費無償化	食材費の負担は保護者負担を原則としつつも、多子世帯の子育てに対する経済的負担を図ることは少子化対策としても有効であることから、引き続き実施します。	61,303 千円
就学援助の範囲拡 大	要保護者及び準要保護者は学校給食費を無償としており、現在の生活保護基準の収入を基準を1.6倍にする。	131,579 千円 ④ 62,055 千円 ⑤ 69,524 千円
物価高騰対策	原油高や物価高騰に伴う食材費高騰に対して、国の交付金を活用し、安全安心な学校給食を提供すべく、食材費の一部を公費負担する。 また、食物アレルギーや宗教上の理由等により、学校給食を喫食せず弁当を持参している世帯に対しても、同様に1食当たり小学校25円、中学校30円を補助する。	55,728 千円

※ 就学援助の範囲拡大は、学校給食費のほか、学用品購入費、校外活動費も含まれます。

2 新学校給食センターの整備について

市内の給食施設の中でも特に老朽化が著しい学校給食センターを、他施設に先行して、令和5年度から整備を進め、令和8年9月からの運用開始を目標として、令和6年12月から令和8年度までの継続事業として進めています。

新たな学校給食センターは、既存センターで提供している約3,500食に加え、市内の単独調理校の給食施設更新時等における代替食の提供にも対応できるよう、5,000食規模の施設として整備を進めています。また、市内全校への米飯炊飯設備を新たに整備するとともに、保温機能に優れた容器の採用や、アレルギー対応食提供設備、空調設備等の整備も行います。

工事は、令和6年12月から着工し、現在は、基礎工事を進めており、順調に進んでいます。8月は、建物の骨組みとなる鉄骨を組み立てる工事を予定しています。

【施設概要】

建設予定地：野田市鶴奉字宮前 160 番 1

敷地面積：9,684.25 m²

最大食数：5,000 食（米飯炊飯 11,000 食）

施設概要：ドライシステム、米飯炊飯設備、アレルギー食提供設備、空調設備等



令和7年7月30日撮影